

きしむ 親子

海外で親権争い泥沼化

明日への一歩②

「ママ、look at my おうち(僕のおうちを見て)」。今年1月、北海道内の親子広場。女性(32)の服を、ブロックで作った長男(4)が引っ張った。オーストラリア人の夫と離れ、日本に戻って1年。長男の日本語にはまだ、たどたどしさが残る。

起こしたものの、双方がDV被害を訴えて泥沼化。1年半かかって、昨年3月、ようやく女性の単独親権が認められた。裁判費用は1500万円に上った。

夫の不倫を機に長男を連れて帰国した。翌月、「息子に会いたい」と来日した夫に1週間の予定で会わせる約束をしたが、無断でオーストラリアに連れ去られた。現地で親権を争う裁判を

息子は、日本語が片言で友達もできない。情緒不安定になり、「オーストラリアに帰りたい」と漏らすこともある。「もっと早く解決できれば、息子を苦しめずに済んだのに」。女性は苦い思いをかみしめる。

＊

日本は、国際結婚が破綻した際の子の扱いを定めたハーグ条約に加盟し、来月から発効する。一方の親が無断で子どもを国外に連れ去った場合、原則として元



つとシユの相談にリスター(左)とフェン(右)の2人が参加し、相談している。撮影：杉浦まり

の居住国に返すルールだ。

だが、子どもが戻っても、一件落着とはいかない。子どもがどちらの親と一緒に暮らすのか、離れて暮らす親とどう交流するのかなどを、裁判などで改めて取り決める必要がある。米国で

仲裁してきたレビン小林久子(九州大客員教授)は、紛争管

理的に返されると、両親の争いが長期化する。強制返還に至る前に、話し合いで解決すべきだ」と指摘する。

＊

で解決するため、欧米で活用されているのが「国際調停」だ。日本の家庭裁判所で行われる調停とは異なり、双方の国の弁護士らから中立的な立場で両親の間に入り、テレビ電話などでの対話を通じて、合意に導く。

理事のアリソン・シヤラビーさん(50)には苦い経験がある。20年以上前、長女(29)をエジプト人の元夫に連れ去られた。裁判の末、長女は3か月後に英国に戻ったが、心に深い傷を負って別人のようにやせ細り、自傷行為に走った。「奪い合は子どもに大きなダメージを与える。両親が共に一歩下がり、話し合いで解決することが何より重要だ」

日本では、言葉や法制度の違いもあり、国際調停を手がけられる人は少ない。ハーグ条約に詳しい大谷美紀子弁護士は「このままで987年に設立された。政府の資金援助を受け、国際離婚に関する年1万件超の相談に応じ、調停にも力を及ぼすことになる。」と懸念する。人材育成を急がなければ、そのしわ寄せは子どもに及ぶことになる。